

第百四十二回国会 衆議院 通信委員會 議 録 第 五 号

平成十年四月一日(水曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 坂上 富男君

理事 住 博司君

理事 古屋 圭司君

理事 小沢 鋭仁君

理事 石田 勝之君

理事 浅野 勝人君

理事 今村 雅弘君

理事 大石 秀政君

理事 倉成 正和君

理事 竹本 直一君

理事 野中 広務君

理事 伊藤 忠治君

理事 今田 保典君

理事 遠藤 和良君

理事 松浪健四郎君

理事 横光 克彦君

出席國務大臣

郵政大臣 自見庄三郎君

出席政府委員

郵政大臣官房長 天野 定功君

郵政省通信政策局長 木村 強君

委員外の出席者

文部大臣官房政策課長 杉浦 哲郎君

文部省初等中等教育局中学校課長 河村 潤子君

通信委員会専門員 丸山 一敏君

委員の異動

三月十九日

辞任

補欠選任

林 幹雄君

同月二十四日

辞任

中谷 元君

四月一日

辞任

佐藤 勉君

園田 修光君

吉田 治君

石垣 一夫君

同日

辞任

江渡 聡徳君

棚橋 泰文君

今田 保典君

松浪健四郎君

倉成 正和君

補欠選任

川崎 二郎君

補欠選任

江渡 聡徳君

棚橋 泰文君

今田 保典君

松浪健四郎君

補欠選任

佐藤 勉君

園田 修光君

吉田 治君

石垣 一夫君

三月三十一日

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(内閣提出第二八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(内閣提出第二八号)

○坂上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。自見郵政大臣。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

[本号末尾に掲載]

○自見國務大臣 おはようございます。趣旨の説明をさせていただきます。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるための措置を講ずることとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、特定公共電気通信システムの定義をすることとしております。

第二に、主務大臣は、通信・放送機構に行わせる特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する研究開発の業務等の実施のための基本方針を定めることとしております。

第三に、通信・放送機構の業務として、主務大臣が定める基本方針に従って、特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する研究開発等を追加することとしております。

第四に、特定公共電気通信システムの開発に必要な技術を所管する大臣を主務大臣とすることを定めることとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○坂上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○坂上委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 伊藤忠治でございます。おはようございます。

早速質問に入らせていただきます。

まず第一点でございますが、この法案、中身は行政機関の情報化の一環、このように私は理解を

しているわけでございます。つまり、平成九年の十二月二十日、閣議で決定されました行政機関の情報化を進めるに当たつての基本計画の改定が行われまして、これから具体化していこうという政府の方針が決まったわけでございますが、その一環として今回当機構で取り組んでいくものである、このように位置づけたいと私は思うのですが、

そのように理解してよろしいかどうか、まず第一点、お伺いします。

○木村政府委員 お答え申し上げます。

ただいまの先生の御指摘のとおり経過を踏ましまして、通信・放送機構によりまして、電気通信システムの開発に不可欠な技術というもののノウハウを持つております。これを生かしながら公共分野の情報化をいかに進めるかということが今回の法改正の一番の目玉になっております。

以上でございます。

○伊藤(忠)委員 今答弁いただきましたが、それを踏まえて次のことを質問させていただきますが、

公共分野における情報化、具体的には、当機構で扱うということになれば電気通信ネットワークの、言うならばアプリケーションですか、それに関する先端的な研究開発ということになるのかと思うのですが、これは今後も一手に引き受けるということになるのかどうか。

今回はこのような法案で出されております研究開発をやらされるわけですが、見方によつては、民間だつてできるのじゃないかという見方もあると思います。しかし、おたくにしてみれば、これは我が国における、言うならばまだその分野の研究開発はどこもやられていない、だからパイロット的にこれは国が当機構を介してやつていかなければいけない問題なんだ、研究分野なんだ、このようにお考えなのかどうか。

つまり、何が言いたいかといえますと、これは一番最初のことだと思ひますので、位置づけ方によつては当機構の権限や業務範囲にも大いに関係してくる、私はこのように思つておりますので、その点について考え方を聞かせていただきたい、こう思ひます。

○木村政府委員 本施策は、通信・放送機構を通じて、例えば教育支援システム等の特定の公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する研究開発を行うというものであります。

公共分野の情報化といひますものが高度情報通信社会の起爆剤である、一番国民生活の身近なところから、教育であるとか行政であるとかそういった観点から情報化を進めるといふことが高度情報社会にとって一番の起爆剤である、そのためにはこういった分野の情報化を進める必要があろうということでありまふ。

個々の分野でも、公共分野に應用はされましても既に民間が研究開発を進めておるといふような部分につきましても今回のような通信・放送機構でもつてやろうという趣旨ではなくて、例えば教育支援システム等によりまふと、今学校にパソコンを入れてインターネットに接続をしていい教育環境を情報通信を使つてやろうというようなお

話がございますけれども、やはり今のシステムではデイスプレーの一部にしかそういった画像が出てこない、あるいは理科の実験の勉強をしようといふときに、例えばフランスの絵が横に出てこないといったようなことで、当初は物珍らしい感じで見ることができると見てもわかりませんが、長続きしないということ、よりいいアプリケーションを通信・放送の技術にドッキングをして学校教育に使つていけるようにということでありまふ。こういう分野では残念ながら今のところその取り組みが行われていなかったということ、世の中のニーズも強まつておるといふ中で、通信・放送技術というものをベースにしてやればうまくいくのじゃないか、そういうことが一致したということでありまふ、必ずしも今後公共分野の情報通信の研究というものをここに一元化していくのだということではなくて、ニーズにマッチした形でそれぞれがやろうということになれば、これはその方が効率的であるということ、一体的に行おうという趣旨で今回は提案をさせていただいてゐるものであります。

○伊藤忠委員 もう一点聞きますが、汎用技術としては開発されてゐない、全くこの分野の特別のものである、だからやらなければいけない、こういうふうな理解していいですか。

○木村政府委員 今回、それぞれのシステム、六つ考えておりますけれども、その六つの汎用技術につきましても、通信機構の持つノウハウあるいはこれからの研究開発によつて一番ベストなもの期待されるという判断に基づいて各省との連携が行われたというふうな考えであります。

○伊藤忠委員 この部分を議論しますと大分時間がかかると思ひますので、時間制限がありまふ、とりあえず、ここにいふと四つですね、四つのことについて当機構でやるということについては、私はやっていただきた、こう思つてゐる立場ですから、一度またこの問題は時間のあるときに議論をしたい、そういう問題が残ると思ひますが、一応そういうことにさせていただきます。

実はこれは個々の問題だと思ひますので、次の観点から、問題提起をさせていただきます。

つまり、二十一世紀の情報通信といひますが、ネットワークの形成といひますかインフラ整備といひますが、これは見方はいろいろかわかりませんが、私の理解では、まさしく次世代インターネットの構築をどうやるかということに尽きるのじゃないかと私なりに理解してゐるわけですが。

それは、郵政省も御承知のように、アメリカのゴア副大統領が既に打ち出しております次世代インターネット計画は、NGIと言われておりますが、御承知のとおりであると思ひます。

それは、どういふ背景からその計画が出てきたのかということなんですが、現在普及しつつあるインターネットというのは、既にこれはもう技術に限界があつて大変問題点を持つてゐる。

四つ彼らは挙げておりますが、その一つは、科学研究や遠隔医療、生涯教育、EC等の、これはエレクトリックコマースの話ですが、新たなコミュニケーションは今日のインターネット技術の容量や機能の制約を受けてゐる。

二つ目の問題点は、インターネット技術が現在のような規模と方法で使用するよう設計されてゐないことに起因する。

三つ目の問題点は、インターネットの性能は拡充してゐるが、技術的ボトルネックがシステム全体に存在をしてゐる。

四つ目の問題点、第一世代のインターネット技術はその性能の限界に達しつつある。

このような問題を感じておられて、それを克服するためには、アメリカの技術的なリーダーシップを維持するために、またアメリカ経済の競争力向上と商業的なリーダーシップ強化をねらつて、重要な戦略投資としてのNGI構想だと私は受けとめてゐるわけでございます。

それで、この計画は、御承知のとおり三つの達成目標を設定しております、政府関係機関、産業界、それから学術界、連邦研究所が実施チームをつくりまして、政府は達成目標年次ごとに予算

案できちつと裏づけをしてゐるわけでありまふ。

現在のインターネットが、フリーなネットワークでありながら、事実上そのセンターはアメリカに存在してゐます。これは、皆さん御承知のとおりです。アメリカを経由しないことにはできないわけでありまして、だれでも入れるというのですが、それはそれでいいのです。ところが、非常に重要なネットワークだといひますが、実際はそういう仕組みになつてゐるわけで、これを否定してネットワークは利用できないという現実には御承知のとおりであります。

それで、これに限界が出てきたことは、二十一世紀のグローバルなネットワークとして展望が持たない。アメリカにしてみれば、広がつてくれたのはいいけれども果たしてこれでもいいのかということが、つまり、アメリカという国は世界のリーダーでございまして、そういう立場で非常にいろいろな物事を見ていく、こういうスタンスがございまして。私はその気持ちにはよくわかるのです、アメリカの立場にしてみれば、困つたな、こういうことだらうと思ひます。

したがつて、アメリカの主導権のもとに、NGI建設を急ごうという彼らの戦略を私は強く感じております。皆さんはどうかかわかりませんが、私は強く感じてゐるわけですが、これは、我が国におけるそういう関係者の皆さんも、その意識を最近強められてゐることも事実でございます。

そういうふうな考えれば、我が国にアメリカのNGI計画のような国家的なプロジェクトといふのですか、そういう對抗策があるのかどうか、このことについて法案とも関連しますのでお伺ひいたしますが、あるとすれば、それはどの省がその任に当たつてゐるのかということについてお伺ひしたいと思ひます。

○木村政府委員 先生御指摘のNGI構想、アメリカのお話でありますけれども、その前にもクリントン、ゴアのNGI構想といったような形で、アメリカがいわば核の傘から情報核の傘というやうなことで、二十一世紀を展望して、世界戦略を情

報通信基盤の整備に的を絞って進めてきた。あるいは、現在のアメリカの好景気の持続しており、影響の一つに、情報通信関連産業が非常に活性化しており、あるいは企業等の情報化投資が非常に盛んであるということからもうかがえるわけであります。

そういう意味で、ネクストといましようか、次の世代のインターネットというものにつきましても、今先生おっしゃいました三つの目標という形の中で米国が打ち出してきておる。しかも、それにつきましても、一九九八年から毎年一億ドル程度の補助を三年間にわたって行おうというようなお話も聞いております。そういう意味では、次の次をさらに読んで次世代インターネットにけるアメリカの意気込みというのは伝わってまいるわけであります。

アメリカ以外にも、それぞれの国が情報通信を国の戦略として、二十一世紀の生き残りをつけた一つのプロジェクトとして手を打ち始めておるといことは私も承知をいたしております。

郵政省につきましても、このようなことを踏まえて、昨年六月に電気通信審議会から大臣に対して答申をいただきました。二十一世紀を展望してこれからのあるべき情報通信政策の提示、それを受けてどういった投資が行われていくか、あるいは国民生活、企業活動がどう変わっていくか、売り上げの規模がどうなっていくか、あるいは雇用状況がこれによってどう変わるかといったような問題につきましてもビジョンを示していただきました。それで、現時点につきましても、それを受けて、個々に、個別に政策の実現あるいは予算の要求等を行って対応してきておるわけであります。

今御案内ございました次世代のインターネットにつきましても、私も既に研究開発につきましている予算要求等は行っておりますけれども、現在電子商取引というのがそういった大きな容量を持つ中で具体的な活動として着目されるに至っております。

これを具体化するために、政府におきましても高度情報通信社会推進本部の中で、郵政省あるいは通産省、法務省、大蔵省といったようなところと連携を密にして、作業部会までつくってこれについての対応の仕方を協議してきておるところであります。次の世代を考え、次の状況を考えて日本の国としても手を打つという体制は徐々にできておるといふふうに考えております。

これからは、やはり情報通信基盤というものは非常に重要だということ、最近の先生方のお話、あるいは国民の皆様方の声、企業の皆様方の声、マスコミ等の状況によりましても、情報通信が二十一世紀を牽引する一つの大きな核になっていくだろうということ、これは間違いないであろうというふうに語られておりまして、この期待にこたえるために、私もいたしまして、二十一世紀を展望した骨太のプロジェクトといえますか、そういうものを検討して、ひとつ、世界の情報化の波の中でたえ得るような日本の国土づくりに励みたいというふうなことでございます。

そういう面では、先生御指摘のとおり、そういう對抗策があるのかという意味では、アメリカのNGI構想に対してどうだという、構想という名前での打ち上げはまだできておりませんけれども、個別には、地味な形の中ではやっています。やはり、ある意味では、目につくような大きなプロジェクトを一つ打ち上げるといふことも重要だろうということ、おかげさまで、情報通信に対する期待も非常に強まっております。

国が何かをやるといふ分野は非常に限られたところがございますけれども、そういった期待の中で、官民の役割分担を踏まえながら、国としても最大限情報通信政策の展開に努力したいということでございます。

以上であります。

○伊藤忠委員 最後になりますが、今御答弁のように、郵政省としても精いっぱいやってきているということなんでしょうが、私はこう思っているわけですが。

アメリカは、つまり、インターネットそのものは危機管理の一環として生まれてますね。情報通信というのは、これは本当に気をつけなければいかぬわけですが、軍事力が非常に強い国というのは、これは一体になると思うのですよ。日本というのは全然違うと思うのです。非常に資源のない国ですから、日本は二十一世紀にアジアに対して、世界に対してどう貢献するかという点では、これはやはり非常に重要視しなければいけませんし、日本としては、もともとと積極的に世界に打って出るということがあっていいと思うのです。そういう意味では、日本には危険性がありまけんから、私は、平和のための情報通信にどう貢献するかというスタンスでもって、アメリカに負けたくないというか、競争できるような積極的な打ち出し方というのですか、対応が必要であらう、こう思っております。

民間は、主體的にお任せすればいいのですが、しかし、すべて民間でやるというわけにいかないと思うのですよ。ネットワークというのはそう簡単にいきませんので、これは、ガイドラインなり、言うならば政府が最小限の立場で政策的にどう貢献をするか、あるいは言葉に語弊がありますか、先導的な役割を果たすかというの極めて重要だろうと思えます。

民間というのは、やはり採算の分野へ走りますので、例えばインターネットの分野はそれなりにいけると私は思いますが、第二インターネットの世界まで本当に大きなネットワークを張っていくかとなると、これは政府のその分野での主導的な役割というのは必要だろう、私はこのように思っているわけですが。

その点をひとつ御理解をいただいて、ぜひとも、これは、言うならば、民間の皆さんと共同で我が国としての大きな、それこそ具体的な構想を早急に出していただく。こういうものが知的公共事業というのでせんだっての一般質問でも議論がございました。まさしくそれは新たな時代に向けた社会資本整備の中核をなすものであらう、このように私は理解をします。

に私は理解をします。で、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思うのです。

そういう点も含めまして、大臣に最後に質問申し上げますが、今回のものの長期展望に立った研究開発を含めまして、大臣の気持ち、抽象的なこと、ひとつ心のうちを披露いただければありがたい、こう思っております。

○自見国務大臣 伊藤委員の御指摘のとおりでございます。高度情報通信社会あるいはマルチメディア社会、こう申すわけでございますけれども、これは、大変大きなインパクトが個人の生活にも、あるいは企業経営と申しますか経済生活、あるいは行政、政治まで影響があるわけでございます。今回の法律は、そういった中で、研究開発を通信・放送機構で行うということでございます。先生今御指摘のように、国として実施すべき基礎から応用への橋渡しのための研究開発のうち、民間では実施困難なものを産官学の協同のもとで、連携のもとで推進していくというのが基本であらう、私はこういうふうに思っております。

いずれにいたしまして、また、先生から次世代インターネットの話があったわけでございまして、それから、大変技術革新の速い分野でもございまして、国といたしまして、本当にこういったことを強力に推し進めていきたいというふうに思うわけでございます。

また、今、局長から答弁がございました。昨年ビジョンをつくらせていただいたわけでございまして、けれども、そういったことを本当に皆さんの御指導をいただきながら、国としての役割分担はございますけれども、強力に推し進めていきたいというふうに思っております。

○伊藤忠委員 終わります。

○坂上委員長 吉田治君。

○吉田治委員 通信・放送に関することなんでしょうけれども、まず、この機構自身ですか、機構自体というのですか、過去何回にもわたって、臨調等を含めて、機構改革についてさまざまな答申ま

た閣議決定をされているのですけれども、その辺の実施状況というのですか、今後というふうな形になっていくのか、機構自体の問題としてちよつとお答えを賜りたいと思います。

○木村政府委員 お答えを申し上げます。

通信・放送機構につきましては、国の認可法人でもあるということで、先生御指摘ございましたように、これまでにも行政改革という観点からさまざまな指摘を受け、政府としても閣議決定等をいたしております。

主だったところから申し上げますと、まず、行政改革プログラム、これは平成八年十二月二十五日の閣議決定でございますが、ここにおきまして、「通信・放送機構については、管制業務について、平成十一年度に出資金を返還し、経営の自立化を実施する。」ということが一つござい

ます。それから、その後、五十四年にこの通信・放送機構が通信・放送衛星機構として発足してまいりました以降、情報通信分野の飛躍的な発展がございました。これに対します行政需要に対応するというこのために、当初の管制業務以外に各種の政策支援業務あるいは研究開発業務等が追加をされてまいっております。その場合にも、全体として機構の肥大化等につながらないようにということで、新しい支援策を高度情報化のために必要だと認めながらも、それをやるに当たっては最小限の簡素合理化をした形で行うというような指摘等がございました。

現実にも、定員削減等の合理化に対する計画を着実に執行しておるということでございまして、大きくはこの業務のあり方の簡素効率化、それから管制業務の自立化というのが通信・放送機構に課せられた、これからのそういった行政改革的な観点からの課題だ、このように認識いたしております。

○吉田(公)委員 なぜこんな質問をさせていたのかということ、今回の研究開発等々のことについては、これは別に争うことでもないし、いろいろ

問題点は同僚議員の皆さんが指摘されるでしょう。ただ、私は、郵政として行革というもののに対する取り組み姿勢、やはり、何度も民営化等の話も含めて皆様方矢面に立たされたといながら、特にこの通信・放送機構については、今、局長、平成八年のお話をなさいましたけれども、私の手

元資料によりますと、昭和五十八年三月十四日の行政改革に関する第五次答申ですか、臨時行政調査会最終答申というものからもう言われているわけですね。それが、十四年もたつてまだできていない。まさにそれが郵政省というものの行革に対する姿勢を如実にあらわしているのじゃないか。

今、局長は、いや、経営の自立化を実施するといふものをいっているのですね。では、今までなぜ十何年もはたらかしくなつて、これから先この通信・放送機構というふうなもの、特に管制業務というふうなもの、初めの部分でいうと、管制業務からだんだん研究開発という形で肥大化してきているわけですね。昭和五十八年の答申、「自立化の原則に従い民間法人化する。」というふうな話が最終答申されているが、平成四年においては名称変更をし、また肥大化する。しかしながら、この平成三年十二月二十八日の閣議決定でも、まさに管制業務については自立化、つまり民間法人化、格上げですけれども、実現しろと、ずっと来て、何で今まではたらかしくなつてきているのですか。

○木村政府委員 確かに先生の御指摘がございまして、五十八年の三月十四日に臨時行政調査会の最終答申の中で、「自立化の原則に従い民間法人化する。」という答申をいただいております。

その後、昭和五十九年の閣議決定につきまして「民間法人化するための条件整備を進める。」平成元年の一月二十四日の閣議決定につきまして「引き続き、民間法人化に向けた条件整備を推進する。」ということ、衛星管制業務を民間法人化するための条件整備に取り組んでまいつたというところであります。

平成三年の十二月二十八日の閣議決定の中では、「同機構の管制業務について、既往方針を踏まえ、平成七年度を目途として経営の自立化の実現のための具体的方策について結論を得る」ということに、徐々に具体化の方向が出てまいつておりまして、平成七年十二月二十五日につきましては「平成十一年度を目途に、経営の自立化を図るため、その具体的方策について、云々とありまして、具体的に「国からの出資金の返還方法を含め、平成七年度末を目途に結論を得る。」となりました。

それを受けて、八年十二月二十五日の閣議決定につきましては「管制業務について、平成十一年度に出資金を返還し、経営の自立化を実施する。」というふうなうたわれておりました。平成十一年度に出資金を返還して、経営の自立化を実施するための方策を我々としては講じようということ、今準備を進めておる段階であります。

確かに、五十八年に指摘をされて以来、この管制業務の自立化問題につきましては時間が経たつておるわけでありまして、条件整備しつつその他の業務というものの時代の流れに即して追加はされてきた。先生、肥大化というお話でございましたけれども、私も必要業務を効率的に行う体制の一環として有効な機能を発揮してきたというふうな考えでございまして、引くところから、時代の要請にあつてビルドしていくところ、は引く、このように考えております。

○吉田(公)委員 今局長、引くところは引くと、何も引いていないじゃないですか。どが引いては引いて、ビルドするところはビルドする。まさに私今言った肥大化というのは、ここに、平成三年の閣議決定、「政策支援業務の役割の増大に対応し」、「通信・放送機構に改組する」とは書いてある。しかしながら、この後の民間法人化ということについては一切何もされていなくて、何が引

くところは引くのですか。そんな答弁があるのですか、国会のところに。何も引いていないじゃないですか。

しかも、十数年もかかつて、これから方策を準備する。では、いつまでにどういうふうな方策をして、どうしていくのか。そして、この五十人にわたる管制業務についている人たちはこれからどうするか。ちよつとはつきり答弁してください。

○木村政府委員 私の言葉足らずで、引くところの実績がないではないかと御指摘につきまして、大変誤解を与えまして……(吉田(公)委員「誤解じゃない、それは間違いない」と呼ぶ)恐縮でございます。

私どもの立場としましては、スクラップ・アンド・ビルドの原則というものが行政部内にも浸透をいたしております。こういつた機構問題については常にそういう気持ちで取り組んでまいつたものですから、スクラップ・アンド・ビルドという意味のスクラップも私どもとしての意識にあるという意味でお話をさせていただきましたが、今、先生の御指摘を賜りました。

この管制業務につきましては、平成十一年度からということ、もう具体的に「国からの出資金を返還し」ということで閣議決定がなされておりますので、その方策を確実に実施するということと検討を進めておるという状況でございます。

○吉田(公)委員 意識じゃ困るのですね、もう時間がないのでこれ以上この話は申し上げせんが。ただ、言えることは、では次に、これから先、平成十一年度に出資金を返還しということであるならば、まさにこの管制業務に携わる五十人を含めて自立化、民間法人化していく、その上で、今後のこの研究開発等の予算をつけてやっていく、そういうふうに理解をしいいわけですか。

方策を講じた、このように考えております。

○吉田(治)委員 私が開きたいポイントはその
じやなくて、実際、では、人数的に言うとなほは
五十人がこのT.A.O.の中で管制業務に携わられて
いますよね。私の聞いた話では、通信衛星部に二
十五名、川口放送衛星部に十八名、管理課に三名
というのが管制業務に携わっている。

私は、別に生首を切るとかそんなことは一切申
し上げておりません。しかしながら、ずっと十何
年間も民間化、つまり民間法人化しろと言われ続
けて、では、これからしていくのであれば、その
人たちの部分は民間法人としてちゃんと横へやら
れるのだなど。そして、実際、通信・放送機構と
しては、今審議をされているさまざまな研究開発
部門、パンフレットによりますと、「情報通信分
野の研究開発の推進」「通信・放送事業の高度化
などの支援」に特化する。ですから、このパンフ
レットにおきますこの管制業務のところはす
ばつと抜けて、そこは人もいなくなる、そういう
ふうなことになるですね。

○木村政府委員 私どもの現在の取り組みの目標
と申し上げますのは、経営の自立化を行うという
ことでありまして、通信・放送機構の中におきま
す管制業務につきましては、国からの出資金を返
還する、あるいは人事につきましても自主性を
尊重する、あるいは管制業務につきましても国か
らの補助金等をいただかない、この三つの要件を
しっかりとまず確保してまいりたい、これが自立
化だろうというふうな考えております。

その後、自立化をいたしましたが、管制業務は、
今申し上げましたような形で通信・放送機構の中
で仕事をすること、あるいはそこから出て完全に
純粋な民間法人になっていくのかどうか、要する
に民間会社になっていくのかどうかというワンス
テップの議論はあるかと思ひます。

私どもとしては、自立化の方向が確定して
実現をいたしましたが、管制業務に対する周りの
ユーザー、それからBS4の後継機等につきまし
ては、国際調整の中での衛星のコントロールとい

うものが非常に過去の経験を要する難しい分野で
ございます。

それから、仕事は自立化はいたしておりますけ
れども、やはり認可法人の傘の中でやった方が周
波数の分配等をめぐって、結果としての衛星管制
コントロール業務に公平感を与えるということ
で、ニーズがあれば依然として認可法人の中で仕
事をするということも一つの選択肢だろうと思ひ
ますが、自立化をしていけば、それだけそれが外
に出ていくという条件には近づくものだというふ
うに考えております。

○吉田(治)委員 では、あくまでも機構の中で自
立化という形にする。ということになりますと、
例えば平成三年の閣議決定等々については、その
後平成七年にも八年にも閣議決定されていますの
で文言が変わっていくということですが、平
成三年の「自立化(民間法人化)」という中の「民
間法人化」ということは今のところは考えていな
い、しかるべき時期が来たら考える、しかるべき
時期については平成何年ということとは言えないと
いうことで理解していいのでしょうか。

○木村政府委員 当初の、五十八年の段階では、
この通信・放送機構そのものの仕事は衛星管制業
務でスタートをしたということから、衛星管制業
務の自立化即民間法人化という意識でございまし
たが、その後の情勢の変化によりまして新しい機
構の業務が追加をいたしましたということも
踏まえまして、閣議決定をいただいで、今私ども
が最新の体制の中で目標としておりますものが、
先ほど来繰り返してありますように、「管制業務
について、平成十一年度から国からの出資金を返還
し、経営の自立化を実施する。」ということであ
りまして、まずはこの経営の自立化をきちっと責
任のある形で実行したいということでありまして、
その後の状況につきましても、今先生申し上げ
られましたように、いろいろな選択肢があるのか
と考えておりますが、この場で方向性を明示する
という段階にはまだ至っておりませんで、当面の
経営の自立化をきちっと責任を持って確保すると

いうのが一歩一歩実現に近づける我々の責務であ
ろうというふうに考えて、まず、目前の目標達成
のために努力したいということとございます。

○吉田(治)委員 八年度末資本金九百七十億、国
九百十億、民間六十億ですけれども、管制業務に
かかわって国の出資金を返還するというのは大体
何億ぐらいですか。

○木村政府委員 この場合に「国からの出資金を
返還し」という出資金の対象金額は、約三十四
億というふうな理解をいたしております。

○吉田(治)委員 もう時間がないので最後に大臣
にお聞きしたいのですけれども、昭和五十八年に
文章として「民間法人化」というのが書かれ、平
成三年の閣議決定では括弧書きになり、平成七年
に至っては「自立化」になって、平成八年になっ
ても「自立化」だ。

つまり、民間にすべて移行するのがいい悪いは
別にしても、ずっと本来からして管制業務という
のは民間法人化すべきだという政府の方針が、そ
れはさまざまな中で変わつたとしても、行政改革
という中において何かあくまでも郵政がこの機構
をずっと機構のままであり続ける、しかも管制業
務についてもそのままだに本気が入る、こういう歴
史的な変遷を見てきた場合に、本当に行政というも
のをこの通信・放送機構に閉じ込めて本気な
のか、十何年もたつてようやく言ってきたこと
が、機構の中で自立化頑張ります。それなら何で
平成七年にできなかったのだ、平成三年のときに
できなかったのだ、もつと翻つてみたら、昭和五
十八年のときにその自立化という文言をなくして
も、自立化の原則に従えというのはいくらでも
十四年もはつたらあつたのか。

そういうふうな中において、いや、新たに研究
開発で予算つけるから審議をし、別にとめるつ
もりはございせんけれども、ちよつと考え方と
しては安易過ぎるし、なめた話じゃないかな。な
めたというのは言い方がよろこびません、これ
は訂正させていただきます。ちよつといかがかと
思いますけれども、大臣、やはりこれだけ郵政と

いうものが民間化ということで波にさらされた、
よしあしは別でございませう、結果も別でございま
すが、そういう担当大臣として、やはり通信・放
送機構の改革、つまり行政改革の中における対応
というものが私にはある意味で大変注目されている
のじゃないかと思ひます。

もちろん、今度研究開発で、何でほかの省庁が
参加しなかったのだとか実用システムのイメージ
だとか、中身の問題はあつても、やはり機構
自身のこの問題というのは私はここで取り上げて
おきたかつたことでもありますので、大臣の方から
通信・放送機構の改革についての取り組みとい
うのですか、大臣からすると、一特殊法人という
形です。お覚悟というほどのことでもない
と思ひます、その辺を最後御答弁いただけ
ばと思ひます。

○自見国務大臣 吉田委員にお答えをさせていた
だきます。
さつきからいろいろ御議論出ておりますが、御
存じのように、昭和五十八年の時代はまだ世界全
体に情報通信だとかあるいはマルチメディアとい
う大きな日本を含めて世界の流れがなかつたわけ
でございませう。そういう意味で情報通信の分野
というのは大変大事な分野でございませう、私は
急速に増大をした分野だというふうに思つており
ます。

そういった中で、高度情報通信社会の構築に向
けて、増大する行政分野に適切に対応するため、
御存じのように、情報通信分野の総合的な政策支
援を行うための唯一の認可法人でございませう通
信・放送機構が有するノウハウ等を有効に活用す
ることは、国民のためにとても、国家のために
とても、私は大変重要なことだというふうに
思つております。

一方、認可法人でございませうから、通信・放送
機構については、今先生のお述べになつたよう
に、行政改革の趣旨にのつとめて、その業務等
については合理化を図っていくことは必要だとい
うふうに思つております。行政改革でございま

ら、簡素、効率、国民のためというのが私は行政改革の基本だ、こういうように思っております。そういう中で、いろいろのお話がございます。機構もこれまでも、業務を追加する場合であっても、人工衛星でございますが、管制業務の合理化等により、全体として定員の肥大化につながらないように十分に配慮をしてきたことでございます。

今後、高度情報通信社会の構築に向けて、機構が有効に役割を果たせるように、また、今言いました行政改革に関する閣議決定の趣旨にのっとり、その機能の充実に努めるとともに、管制業務の経営の自立化、今三十四億円の国の出資金を来年は返還する予定だということはあったわけですが、そういった定員削減等の合理化、活性化を進めてまいりたいというふうに思うわけでございます。

○吉田(公)委員 時間で終わりますけれども、まさに今大臣が言われた三十四億の出資金というのは、ここに集まっている人は何分の一か何百分の一か何千分の一かは税金という形で払っているわけですから、そういうことはよく御理解いただきたいと同時に、やはり大臣、管制業務については、今言われたように行革という趣旨のもとにやっていた方がいい、これは飽くなく要求でございます。以上で終わります。ありがとうございます。

○坂上委員長 石田勝之君。

○石田(勝)委員 電気通信システム法について何かお尋ねをいたします。

二十世紀、今世紀の初めは鉄道を敷くことが国家発展の基礎であって、その後、今世紀の半ばにきて自動車産業、道路をつくったり高速道路をつくったり、そういうふうなことが中心となって国家発展の基礎になった。

今これらの永井委員とも話をしておいたわけですが、車に乗ればカーナビゲーターで行き先を全部案内してくれる。道を知らなくても、車に乗って、はいそこを右に曲がれ、左に曲がれ、はい、その先を曲がれば目的地に着きますよとい

うふうな形で行き先を案内してくれる。あるいは車からももちろん電話ができる、あるいは液晶テレビといって、私の車に載っていますが、厚さで二センチくらいですか、ほんの薄い厚さでテレビがよく見える。

私は三十年生まれですから、物心ついたときにテレビというのはあった。ところが、そのころのテレビというのは、大臣も御案内だろうと思いますが、真空管でできていて、こんな厚くて、大体上下がびらびら行ったり来たりしてそれをつまみで合わせて、なかなか合わないで、では今度はアンテナでもいじろうかなんといつてアンテナいじったりして、まだだんだんといつて、では裏をあけて中の真空管をいじったりすると壊れてしまつて、結局見られなくなつてしまつて、そんなような時代を経ながら来まして、最近の液晶テレビだとかそういうのもろもろのものを我々が実際に使つたりしてございまして、今も話をしておりますけれども、情報通信分野という情報通信産業の発展というのは本当に大変目覚ましい著しい発展を遂げてきた、こういうふうに思うわけでありませう。

この大変な勢いで進みつつあるマルチメディア産業、例えば、自宅でパソコンを打つたり、あるいはテレビ受像機だとか移動電話だとか、そこにはいながらにして外部と接触ができてさまざまなことができる、そのうち面白い物も実際に買い物に行かなくてもできるというふうな時代に近い将来なるとであろうというふうに思っているわけでありませう。

しかしながら、何は性能のいい自動車をつくっても道がなければ走れない、あるいは時速何百キロも出る電車をつくつてもレールがなければ走れない。これと同じように、これからの情報通信の時代、システムの時代というのは、光ファイバーを使ったインフォメーションハイウェイがなければ、これまた実際にそういう今申し上げたようなさまざまな時代のニーズにこたえていくことができないということになるわけでありませう。

情報通信産業が二十一世紀を支える産業であるという認識は、これは万国共通の認識であろう、そういうふうに思っております。この高度情報通信社会を構築していく上でこの問題については喫緊の課題であるというふうに思っているわけでありませう。

そこで質問に入りますが、この特定電気通信システム関連に関する関係資料の中で、法案の第一の目的、この法律は、情報通信分野の研究開発を推進することによって、「高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。」こういうふうにあるわけでありませう。

これは、これまでの縦割り行政の中でむだや重複した分野がかなりある、それらの合理化を行うことによって物理的かつ時間的な余裕が出てくる、そう思うわけでありませうが、非常に抽象的な書き方で「高度情報通信社会の構築に資すること」を目的とする。」と書いてあるのですが、郵政省が描いている高度情報通信社会の構築というのは具体的にはどういうことなのか、どのような社会なのか、これは大臣の方から何うのがあつかうと思ひまして、ちよつとその点郵政省の考えを教えてください。

○自見国務大臣 石田委員にお答えをいたします。

高度情報通信社会というのはどういう社会かというのにはある意味で大変難しい質問でございますが、高度情報通信社会とは、やはり情報、知識の自由な創造、そういうものが流通をしていく、そしてみんなでシェアをするというのが共有化をする、そういうことを実現する社会経済システムではないかというふうに考えております。

こうした社会について具体的なイメージを申し上げる、なかなか難しいわけですが、産業経済面では、まさに情報通信が、御存じのように、産業日本国において産業別の民間設備投資、昨年は四兆九千億だったと思ひますが、電力業界を抜いて一位になったということでございます。今先生御指摘のとおり、世界じゅうでまさに

リーディング産業の創出及び新規事業の創出によるいわゆる経済フロンティアの拡大、あるいは廉価な通信サービスによる高コスト構造の是正が実現するということは可能性としてあると思ひます。

また、国民生活面では、テレワーク、これはテレワークによるゆとり拡大、今テレワークは実験をいたしておりますが、会社あるいは企業まで通勤しなくていい、近くで働けるということ、本当に通勤の疲労から解放される、そういうメリットもあるわけでございます。また、特に女性の場合には、テレワーク、そういうことになりましたと、近くに通勤できますから、子育てについても大変いい、女性の雇用の確保にも役立つ、こういうこともあるわけでございます。

また、遠隔教育、遠隔医療、これは御存じのように、遠隔教育によつては知的活動の広がりを通じて自己の実現、あるいは遠隔医療によりましては、僻地におりまして、まさに光ファイバー等で情報が結べる、本当に中核病院の医師がすぐ診断できる、まさに人の命を救えることになるわけでございますから、具体的にはそういう社会かなというふうに私は思っております。

また、一点、低軌道の周回衛星、LEOと申しまして、LEOの端末と携帯医療機器とを組み合わせておれば、心臓の悪い患者さん、実はモニターしておりますけれども、世界じゅうどこに行きましても、東京なら東京の病院のお医者さんのモニターにモニタリングできるといふようなことも今技術開発しておりますが、こういうことも可能になるわけでございます。また、インターネットの効用につきましても、今さっきほかの委員からも質問があつたわけですが、世界じゅうの人々との大変な広がり、つながりができてくるわけでございます。

それからもう一点、実は今、福島県で全村にテレビ電話を設置したモデル実験をございませうが、過疎地においてそういうことがございませう。これは大変福祉や子育ての支援に、その村の中に全

戸にテレビ電話を置いておりますから、実は非常に好評でございます。福祉や子育てに活用するなど、住民の福祉に非常に貢献しているということもござります。

大変まとまらないような話でございますが、私は、高度情報通信社会について、イメージとしてはそういったイメージを持たせていただいております。

○石田(勝)委員 大臣から御丁寧に御答弁をいただきましたが、要するに、先ほどアメリカのNGI構想ですか、木村局長と何かやりとりしておりました。

これは九四年にアメリカで情報スーパーハイウェイ構想というのが、西暦二〇〇〇年までに国内のすべての学校あるいは病院、それから診療所とか図書館とか、それを情報スーパーハイウェイでつなぐ、コンピューターネットワークで接続しよう、こういう大規模な構想があると聞いております。

これは今大臣からもお話があったように、さまざまなサービスを創出することになるわけであります。これは民間企業においても少なからず刺激を与えることになるわけであります。それで、日本における民間企業の現況あるいは民間企業が今どのぐらい光ファイバー化しているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それと、私もこの質問をするに当たってちょっと勉強させていただきましたが、東南アジアのマレーシアとかあるいはシンガポール、あるいは韓国あるいはヨーロッパ、ECのTEN構想等々、各国の国家プロジェクトにおいて情報通信分野の研究開発に特にこれらの国々が積極的に取り組んでいる、こういうふうな聞いておりますが、その状況についてお聞きしたいのと、今特に、日本も含めてアジア諸国が大変な不況下にあるのは御案内のとおりであります。そういう現下の景気の落ち込みの中で、これらのプロジェクトに与える影響はどうなっているのか。マレーシアとかシンガポールとか韓国で結構ですから、アジアの今の経

済状況をかんがみて、どんな状況であるのかもあわせてお尋ねをしたいと思っております。

○木村政府委員 お答えいたします。

民間分野におきます我が国の情報通信基盤整備

の現況についてでございますが、まず、光ファイバー網ということでございますが、これは私も二十一世紀を支える基盤的資本であるとの認識をいたしております。政府といたしまして、二〇〇一年までの整備完了を目指し、民間事業者への立ち上げの支援ということでも各種支援を行ってまいりました。一九九六年度末で全国のおおむね一六%の地域をカバーするというところで、ひとまずの計画につきましてはおおむね順調に整備が進んでいるのではないかと評価をいたしております。

また、昨年十一月の政府の経済対策におきましては、この光ファイバー網整備の計画を五年間前倒しをしようということ、二〇〇五年への前倒しに向けてできるだけ早期に実現できるように努力する旨が盛り込まれたところであります。こういった情報通信基盤整備の加速化と申しますか、こういうことがやはり必要だという情勢認識に変わっております。

それから、交換機等のデジタル化の率につきましては、昨年十二月に既に一〇〇%を達成しております。このこと、光ファイバーの整備率あるいはデジタル化の率というのは、アメリカに比較いたしますと、負けていないというふうな認識でございます。

それから、携帯電話、PHS等の移動電話の普及状況につきましては、加入数につきましては平成九年六月に、先生御案内だと思いますが、三千万加入を突破いたしました。その後、平成十年二月末現在では約三千七百二十万加入、人口当たりの普及率が二九・四%ということで、伸びを著しくいたしております。

それから、近年急速な普及を見せしておりますインターネットの利用環境につきましては、平成十年一月末につきまして、ホスト数は約百十七万台

ということ、過去五年間の伸び率は約五十倍ということ、伸び率の面ではインターネットというものが非常に顕著であるというふうに認識をいたしております。

それから、放送の普及状況につきましては、CATVにつきましては、平成九年三月末現在で普及世帯数は五百万世帯、世帯普及率は一一・二%となっております。このCATVにつきましては、当然アメリカの方が諸事情から普及は高いわけでありまして、今後、ケーブルテレビ事業者によります積極的な事業展開を促進するための規制緩和、財政金融支援策等を果敢に行うまいりたいというふうに考えております。

今申し上げましたCATVにつきましてはアメリカが普及率が高いのですが、衛星放送につきましては、平成九年三月末現在、普及世帯数は八百五十三万世帯、世帯普及率は二・一%ということ、かなり普及をいたしております。アメリカの約五%ということと比べますと、日本の衛星放送世帯普及率は非常に高いということでありまして、申しおくれましたが、もちろん、国情の違い等、CATV普及率は米国は六六%までいっております。我々は一%だということ、放送関係でもCATVよりもむしろ衛星放送が我が国は格段に普及しておりますということでもあります。

こういった主なインフラの状況でありますけれども、官民の力を合わせて、やはり基盤になるものでありますから、そういった認識のもとに強力な基盤づくりに今後とも努力してまいりたいと考えております。

それから、先生御質問の後半にございました諸外国の状況であります。米国のNII構想、それから欧州のTEN構想、それから、それ以外にも東南アジア等の方にありますマレーシアのマルチメディア・スーパー・コリドー計画、あるいはシンガポールにおきますシンガポール・ワン計画、それから韓国におきます超高速情報通信網構築計画といったような計画が推進されております。

特にアジア諸国の今先生から御指摘のありましたマレーシア、シンガポール、さらには韓国等におきます最近の通貨危機に伴うこのプロジェクトに対する影響でありますけれども、マレーシアにつきましては、通貨危機発生に伴いまして、大型プロジェクトの延期や歳出削減等の措置を打ち出してはおりますけれども、このマルチメディア・スーパー・コリドー計画につきましては、長期的な成長にかかわる重要プロジェクトと位置づけまして、計画どおり推進されることとなったというふうに現地の新聞報道で伝えておるといふ状況を把握いたしております。

それから、シンガポールにつきましては、通貨危機の影響は比較的軽微であり、IT二〇〇〇、シンガポール・ワン計画は変更なく進められると見られておるといふ大使館等の情報でございます。

それから、さらに韓国につきましては、政府予算の前減が行われておりますけれども、現時点では、先ほど申し上げました超高速情報通信網構築計画自体についてこれを見直そうとする動きは出ていないという情報を把握いたしております。

いずれにいたしましても、景気後退の状況の中にはありますけれども、この情報通信というものは、むしろその景気を下支えし、あるいはこれから引き上げていく分野だという認識は、今申し上げました諸外国にも行き渡っておりますのではないかと、このように理解をいたしております。

○石田(勝)委員 今御答弁にありましたように、不況下の中でも各国はこれは重点施策としてやっている、日本においてもこういう情報通信システム、こういう政策を新社会資本整備ということ、重点的にやっていくことが二十一世紀に向けての大きな基盤づくりにつながっていくものだろう、私はそういうふうに思うわけであります。

そこで、日本は衛星放送の普及率はアメリカ等とも比較しても高いというふうな御答弁もあつたわけですが、要するに、この電気通信システムをきちんとしてやっていくには、何省が何省

がということではなくて、各省の縦割りということではなくて、政府一体となって進めていかなければいけないことではないか。

郵政省からいただいた、例えば、運輸省で申請手続電子化システムとか、あるいは農水省の広域農業水利システムとか、あるいは移動制約者支援システムとか、いろいろ例が出されているわけですが、私は、こういう政府が一体となった取り組みが不可欠であろうというふうに思うわけがあります。

それでお尋ねをしますが、郵政省、文部省、農林省、運輸省、この法案ではこの四つの省の共同事業だということですが、郵政省がこれまで各省とどういう連携を進めてきたのか、施策の概要について伺いたいと思います。

何で文部省と農水省と運輸省なのか、なぜ通産省が入っていないのかというふうに率直に疑問に思うわけですが、そういう郵政省としての役割をどうやって果たしていくのか、具体的に伺いたいと思うわけでありまして、私は、もっと広い範囲の研究開発を行えるようにすべきだったのではないかなというふうに思うわけがあります。

それとともに、今回の場合は約七億円の研究費がついているわけがあります。それで、先ほども言ったように、例えば、こういうところに座っていて、アナログとデジタルの違いってわかるとはかの議員に聞いて、うん、そうだなあと、まず大体こうなる人がほとんど、八、九割ですよ。私も、ではアナログとデジタルの違いを簡潔に説明しろといったら、そんな簡単にはできない。そのぐらいこの電気システムについては一般の国民にはわかっていないというか、理解がまだまだだされていないところだろうと私は思うのです。

そういうことですから、その研究費がどうやって使われていくのかということも、アナログとデジタルの違いもわからないわけだから、研究費がどうやって使われていくのかということ自体もわからない。私は、そういうものをきちんとした中

で、研究費はこういうふうに使われますよ、今回七億円の研究費がこの予算の中に計上されているわけですが、一般国民にしてみたら、わからない分野であればこそ、余計、研究費はこういうふうな形で使ってこういうふうな波及効果がでてくるのです。研究費はこれからこまめで、民間はこれだけやるのです、民間の支援はこれだけやるのですというふうなきちんとした構想をやはり国民の前に明らかにすべきだろうというふうにも思うわけがあります。

ちよつと何点か質問をいたしましたけれども、御答弁をいただきましたと思います。

○木村政府委員 先生御指摘のございました各省との連携の施策であります。特に、平成八年度の夏でございますから、平成九年度予算に向けて、この連携というものが非常に私ども、総理等の指示等もございまして、熱心に取り組もうという体制ができてまいりました。

もともと情報通信と申しますのは、各省庁がそれぞれの立場でこれを立ち上げていくということが日本の高度情報通信社会の構築に資するということがありますから、情報通信は郵政省の専管であるというよりも、むしろ各省がそれぞれの分野で大きいアプリケーション等をやっていたらこれは立ち上がる、基本的にはそういう認識を持っております。

そういう認識の中で、私どももいたしまして、特に平成九年度の段階につきましては、マルチメディア・パイロットタウン構想ということで、文部省と連携をいたしまして、大学キャンパスの情報化に関するプロジェクトを立ち上げました。それから、農林水産省とは農村C A T V のマルチメディア化に関するプロジェクト、建設省とは住宅の情報化等に関するプロジェクトということで立ち上げました、これはマルチメディア・パイロットタウン構想。

同じ時期に、通産省とも連携をいたしまして、先進的情報通信システムモデル都市構築事業というものも施策を立ち上げて、現実にも実施をいた

しております。I T S のモデル地区実験構想などにつきまして、通産省ともモデル地域を指定いたしました。ファイジビリティ・スタディーを行っておるということで、通産省等も含めまして、それぞれの研究開発の内容等にに応じて必要な連携について積極的に取り組んできたということでございます。

今回御審議いただいたおります法案につきましては、これは通放機構の持ちます通信・放送の汎用技術の上に立って、それぞれの省が持つております教育支援であるとかあるいは広域農業水利システムであるとか、そういったものを上に乗っけて、全体として一体的な新しい研究開発の成果をシステムとして取り入れよう、そういう中身であったシステムとして一体化をしていくという目的に合ったシステムとして一体化をした方がいだろうというところで、私どものそういった話しかけとそれぞれの役所のニーズが合致をした。しかも、財政事情は非常に厳しい中でありますけれども、こういった形でやるということが二重投資等のむだも省き、前進をする分野であるという認識をして、各省が共同で予算要求をして成立したということになったということでもあります。

通信・放送機構に各省が乗ってくるということにかつてない取り組みでございます。たつたの四省庁あるいは三省庁ということでございますけれども、私どもとしては、こういう体制がむしろ政府内の一体化を進めるものであろうという認識でこれからの一歩一歩頑張つてまいりたい、このように考えております。

○石田(農)委員 ちよつと御答弁にありませんでしたが、要するに、先ほども言ったように、デジタルとアナログの違いも、正直言つて、ここにいる諸先生方も、どうぞ、それでは説明してくれと言つたら、ぱっぱと説明できる人は私は何人もいないと思うのです。だから、それと同じように、一般の国民というのはもつとわからない方が

多いので、そういう研究費の使い方、あるいは、それでは国で、公共でこまめやる、民間でこういうふうなこまめやるというふうな形できつちりそういうものが説明できまないと、たしか前の質問にもあったように、行政がこまめ関与していいものかどうかという問題等々も絡んでくるのだらうというふうにも思いますので、その点を御指摘をしておきたいと思うわけがあります。

今回、七億円の研究費ということですが、これが恐らく三千年でやると三十億ぐらいの研究費になつてくるのだらう。それに対して、民間ではどこまでやるのか、についてはどれだけの波及効果が出てくるのかということをお郵政省においてもきちんとして説明できるようにしておくべきだろうというふうに指摘をしておきます。

文部省にきていただきましたので、ちよつと時間ありませんから急いで質問をいたしますが、三月の二十九日の朝刊で、全部の小中高等学校、全部で四万校ぐらいあります。それを光ファイバーで結んで遠隔授業などに利用する学校版情報ハイウェイ構想なるものが新聞に出ておりました。

情報通信に子供のころから触れさせることは大変よいことだろうと思いますが、現在の教育分野の情報化の現状と展望について何点かお尋ねをしたいと思ひます。

まず一点は、四万校のうち、パソコンの整備はいつまでに完了するのか、それからインターネットの接続はどうなっているのか、現状について伺いたいと思ひます。

それから、時間がありませんから続けてお尋ねをしますが、光ファイバーの、特に学校等々の光ファイバーの整備に当たる電気通信業界では、光ファイバーを敷設しても、設備の維持管理、メンテナンスがかわるケースが多い、ですから実際の利用が余り進まないのじゃないかという指摘がありますけれども、この点どう考えているのか。

これらの点について、これは文部省の所管でありますから、どういうふうに支援をしていこうと考

えているのか、その二点についてお尋ねをしたい
と思います。

○河村説明員 お答え申し上げます。

まず、学校におけるコンピュータの整備状況
でございますけれども、私も、平成九年三月現
在の公立の学校についてのデータを持っておりま
して、小学校の場合は九〇・七％、これは一校当
たり平均八・五台が今入っております。それから
中学校のコンピュータ整備率は九八・八％、台
数としては今平均二五・三台が入っております。
高校の場合は、今一〇〇％、いずれの学校
にもコンピュータはございます。一校当たりの
平均が六十六・六台。また、特殊教育諸学校では
九八・七％で、整備台数としては十・〇台、
こういうことになっております。

この整備計画でございますが、現在、平成六年
度から十一年度までのおおむね六年間によりまし
て、すべての小学校に関しまして、小学校では現
在平均八・五台になっているわけですが、一校当
たり二十二台、それから中学校、高等学校では一
校当たり四十二台を基準といたします整備計画が
進んでおりまして、この計画で、今、半ば、三年
度が終わったときの段階で申しますと、おおむね
六割方の整備率ということになっております。
それから、インターネットへの接続状況でござ
います。これは、昨年、平成九年五月現在のデー
タで、小学校、公立でございますが七・三％、中
学校の場合は二・五％、高校が一七・三％、特
殊教育諸学校が一・二％でございます。一年
前の数字でございますけれども、全体の平均では
九・八％ということでございます。

現在の私の計画といたしましては、中学校、
高校、それから特殊教育諸学校につきましては平
成十三年度まで、それから小学校については平成
十五年度まで、すべての学校、約四万校になり
ますけれども、インターネットへの接続を整備し
たいというふうに考えておりまして、そのための
さまざまな経費、通信料等につきまして地方交付
税での措置を計画いたしているところでござい

ます。

一方、お話のございました光ファイバーの敷設
についてでございますけれども、情報教育に係る
環境がこういった形で整備されていくことは望ま
しいと存じますけれども、その利用環境の整備に
関しまして、さまざまな料金負担の問題等につい
ては大変大きな課題というふうに考えておりまし
て、この点につきましては、例えば郵政省と共同
では、教育分野におけるインターネットの活用促
進に関する懇談会といったところでさまざまな
利用環境整備に係る問題の検討を行っている
ところでございますし、そのほか、地方の財政措置
が必要なものにつきましては、また今後関係省庁
と十分協議をさせていただきたいというふうに考
えているところでございます。

○石田(勝)委員 時間が参りましたので、終わ
ります。

○坂上委員長 松浪健四郎君。

○松浪委員 自由党の松浪健四郎でございます。

私は、もともとスポーツ人類学という学問を専
らとしておりましてけれども、古代社会の中に
あつて人間がなぜこの地球を支配することができ
るようになったのかというの、実は、人間には
ヒトには投石本能というものがあつた。ヒト
しか石を投げないということでありました。それ
によつて狩猟をすることができました。

結局は、より速く、より遠くへ、より正確に、
よりダメージのある物を投げる、石を投げるこ
とから、やりを投げ、そして弓矢の時代になり、鉄
砲の時代になり、そしてミサイルから、現在の光
ファイバーあるいは衛星、これらのより早く届け
なければいけないということに対して、時代の流
れ、そしてここまで我々の社会が進んでいるとい
うことを認識されるわけでありまして、その意味
におきましては、この周辺の法整備がきちんとさ
れなければならぬ、こういうふうに思うわけで
あります。

それで、特定公共通信システム開発関連法案に
ついて幾つかお尋ねしたいのですが、とりわけ通

信・放送機構のあり方について質疑をさせていた
だきたい、こういうふうに思います。

この法案はなぜ新規立法とする必要があつたの
か、その意義と目的がちゃんと理解しにくいわけ
ですね。

新規事業として、認可法人である通信・放送機
構の施設等を利用し、一つには教育支援システム、
あるいは広域農業水利システムまたは電子内容証
明郵便等の申請手続電子化システム等を開発研究
するといったような法案であります。これは、別
に新規立法をわざわざ設けなくても、通信・放送
機構法の一部改正でできないことではないのでは
ないか、こういうふうに思うわけです。現に、通
信・放送機構法でさまざまな業務、直轄研究、委
託研究、公募研究が行われているわけです。

そこで、通信・放送機構法の第一条「目的」の
ところを読んでみますと、これでも不都合はない。
例えば、これを最初から読みますと長くあります
けれども、真ん中部分ですね「並びに高度通信・
放送研究開発の実施の業務」「並びに」とありま
すが、この辺を整理して、その次に、今回の目的と
する特定公共電気通信システム、これを挿入する
ことで目的が達成できると私は思います。

通信・放送機構法の一部改正で全くできないと
いう理由をまず大臣にお尋ねしたいと思ひます。
○自見国務大臣 松浪委員にお答えをさせていた
だきます。

先生御存じのように、通信・放送機構は、宇宙
における無線通信の普及と電波の有効利用、
また、通信・放送技術の向上を目的とした法人で
ございます。

今回追加しようという業務は、今先生も述べら
れましたように、公共電気通信システムの開発を
促進するための通信・放送技術の基礎として、教
育等の他分野の技術に関する研究開発を一体的に
行うものであります。

でございます。

このため、今回の追加業務については、通信・
放送機構法の目的の改正によるのではなく、今先
生が四つの電気通信システムについていろいろ具
体的に述べられたわけでございますけれども、そ
ういった業務を通信・放送機構法とは別法とし
て、別の法律として位置づけることが適当ではな
いか、目的はそのままの特例的に業務を追加する、
そういった法律改正が適当ではないか、そういう
ことでやらせていただいたわけでございますか
ら、御理解をいただければと思います。

○松浪委員 今回の開発研究システムの中でも、
教育支援システム、また電子内容証明郵便は、民
間企業のNECであるとか三菱電機等でも研究さ
れております。現行では技術開発の格差はあると言
われているわけですが、しかし、技術格差
があるから、民間企業の技術開発を促進するため
に委託研究することも可能であると思ひわけで
す。それをあえて「定義」の二条の五項に「郵便
物の特殊取扱を実施するための機能」と入れたの
はなぜか、その他の研究も民間企業に任せてよ
かつた分野ではないのか、こういうふうに思ひわ
けました。なぜ特定公共として新規立法する必要が
あつたのか、お尋ねしたいと思ひます。

○木村政府委員 お答えをいたします。
先生御指摘ございましたように、今回の研究開
発のシステムと申し上げますのは、教育支援シス
テムであるとか広域農業水利システムであるとか、
公共性を有する業務の利便性を効果的に高める
電気通信システムの開発に必要な技術の研究開
発だということでありまして、

必ずしも民間でできない分野ではありませんけ
れども、こういった公共分野の具体的な通信・放
送の汎用技術というものは、私も通信・放送機構
が有しますノウハウあるのはこれからの展望、そ
れから各省庁がその上に乗っけようというアプリ
ケーションにつきまして、民間等を含めて、どう
いうところにと議論をいたしました結果、今回は
こういう形で統一的に通信・放送機構を通じて

やった方がいいんだ。事実、今回のこういったシステムについては、これまで結構取り残されてきた分野であります。

例えば、電子商取引等につきましては、通産省、郵政省それぞれが、こういった通信・放送機構を通じてという形ではなくて、もう二、三年前から既にそれぞれが行っております。もう今からやるんだとなれば、例えば通産省との連携だって今回は考えられただけではないかというふうに思っておりますけれども、私どもとして、こういうタイミングでということ、政府の方針に従って、各省庁と話し合つてこういう形になったということ、特に今の時点で、今回の中身につきましては、民間でやるのがなかなか難しいという状況の判断の上に立ったものでございます。

○松浪委員 今局長のお話を聞いていますと、理解しにくい面もあって、何となく機構の形態がえによる生き長らえ方策というふうな印象も受けました。

ところで、この法案は、省庁間の垣根を越え、今も局長からお話がありましたけれども、共同連携して研究開発を行い、その成果を相互に利用するためのプロジェクトです。そのために、平成十年度予算策定に当たって、ちょうど概算要求の時点でありましたけれども、平成九年七月三十日に、総理指示として、環境、科学技術、情報通信等経済構造改革特別調整措置として、このようにあります。

省庁間の連絡協議を密にして、各省庁が共同・連携したプロジェクトを構築すること。その際、共同・連携プロジェクトとは単に同一テーマを複数官庁が実施するのではなく、例えば共同・連携して行う研究の成果を省庁間で相互利用するなど、省庁間の壁を越えた効果的な施策を構築することが望まれる。

こうあるんですね。
ところが、電子商取引をめぐる三省の関係では、郵政省、大蔵省、通産省が個別に研究開発しています。こうした研究開発は、なぜ特定公共として

大蔵省、通産省の電子商取引の研究開発が今回の法案に入らなかったのか、お伺いしたいのです。この研究分野では、総理指示のまゝと役割がたしか郵政省ではなかったのですか。

○木村政府委員 先生ただいま御紹介を賜りました総理指示の考え方につきましては、政府各省に及ぶものだというふうな考えでおります。

私どもは、今回の研究開発につきましては、そのベースが通信・放送技術にある、その上に各省が有します公共アプリケーションを加えて、システムとしてそれぞれの行政が情報を活用した形で応用ができる、こういう前提に立つて、各省庁と協議を始めたということでございます。

電子商取引につきましては、こういった体制のできる以前に、それぞれの役割が、例えば郵政省でございますと、やはり電子商取引に不可欠な要素でございます本人確認、認証の問題であるとか改ざん防止技術であるとか、その時々レベルで取り組んでまいっております。

そういったものを集めて、これからはそれを統一化して、政府全体のものとしてやろうということ、高度情報通信社会推進本部の中に電子商取引に関する作業部会等も設けて、これは各省が本当に一緒に官邸の中で議論をしておるという体制でございます。そういう面では、郵政省は郵政大臣を副本部長にいたしておりますので、リーダーシップを発揮してやっておりますというところでございます。

今回の研究開発についての法案の提案につきましては、現時点で初めてスタートする中身につきまして、民間ではなかなかし切れない、この際一気に行こうということ、情報化の進展にとつてふさわしいということ、このような法案の提出をさせていただいたということでございます。

○松浪委員 その総理指示、これが余り生きていないという気がしました。
次に、通信・放送機構についてお伺いいたします。通信・放送機構は、閣議決定で民間法人化する

よう行政改革の実施方針が示されているにもかかわらず、過去十年以上その閣議に反している。最近では業務拡大を図り、通信・放送の公共性を冠として生き長らえてきています。機構全体として民間法人化にどのように取り組んできたのか、また、現在どのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

そこで、昭和五十九年一月二十五日の閣議決定を読みますと、このようにあります。「通信・放送衛星機構については、宇宙通信政策や公衆電気通信事業等の今後の推移及び利用者保護にも配慮しつつ、民間資金の円滑な導入等経営基盤の安定化等を図り、民間法人化するための条件整備を進める。」

また、平成元年一月二十四日の閣議決定にはこのようにあります。「通信・放送衛星機構及び中央職業能力開発協会についても、引き続き、民間法人化に向けた条件整備を推進する。」

また、平成三年十二月二十八日にはこのように閣議決定されております。「通信・放送の基盤整備、高度化等に向けた政策支援業務の役割の増大に対応し、通信・放送衛星機構の名称及び目的を整理し、通信・放送機構に改組するとともに、同機構の管制業務について、既在方針を踏まえ、平成七年度を目途として経営の自立化(民間法人化)の実現のための具体的方策について結論を得ることとし、これに基づき早期に実施する。」

そして、平成八年十二月二十五日の閣議決定にはこのようにございます。「通信・放送機構については、管制業務について、平成十一年度に国からの出資金を返還し、経営の自立化を実施する。」

特に、平成三年十二月二十八日の閣議決定では、平成七年度と期限をつけて民間法人化と閣議決定されています。これがなぜ実現できず、今日まで野放しで来たのか。結果的には延命策ではなかったのか、そういうふうな気がするわけでございます。すけれども、この閣議決定等についてお尋ねしたいと思います。

○木村政府委員 通信・放送機構は、当初、衛星

管制業務を行うために通信・放送衛星機構として昭和五十四年に設立されたというものでございます。その四年後の臨時行政調査会の最終答申におきまして、先生御指摘ございましたように、通信・放送衛星機構について、「自立化の原則に従い民間法人化する。」と指摘されております。

その後、高度情報化社会の構築に向けまして、増大する行政需要に適切に対応するため、平成三年には、十二月の閣議決定のときでありますけれども、「通信・放送の基盤整備、高度化等に向けた政策支援業務の役割の増大に対応し、通信・放送衛星機構の名称及び目的を整理し、通信・放送機構に改組する」ということになりました。

一方、私ども、民間法人化することとされました管制業務につきましては、そのための条件整備というものを進めてまいりましたけれども、先生今御指摘ございましたように、何度か御議論がありました。そのたびに政府としては意識統一をして内容について深めてきております。

一九九一年、平成三年の話につきましては、平成七年度を目途として結論を得るという具体的な時期が明示をされました。それに従いまして、平成八年十二月の閣議決定につきましては、具体的に「平成十一年度に国からの出資金を返還し、経営の自立化を実施する。」とされたところであります。

私どもの立場といたしましては、この閣議決定に従いまして所要の制度改正等の準備を進めて着実に実施をしたい、経営の自立化のための方策を実現したい、このように考えておるところでございます。

○松浪委員 今局長からお話がありましたけれども、平成十一年度を目指して国の出資金三十四億円を返還することで衛星の管制部門は民間法人化するということですが、管制官約六十人とその管制業務は通信・放送機構が引き継ぐというのでは、これは人も減らない、業務の縮小にもつながらないのでは、十年以上の閣議決定の意味があったのか、これは閣議決定の軽視

になるのではないのか、そういう気がするのですけれども、これについてはいかがですか。

○木村政府委員 平成八年十二月二十五日の閣議決定の内容につきましては、「管制業務について、平成十一年度に国からの出資金を返還し、経営の自立化を実施する。」ということでございます。この閣議決定の内容と申し上げるのは、管制業務部門について経営の自立化、その一番大きな柱は国からの出資金の返還でございますけれども、これを確実にし遂げることであらうというふうにも考えております。

なお、その後は通信・放送機構の中で管制業務は自立化をして、国の補助金はなし、あるいは国の出資金はなしという衛星勘定の中で仕事が行われるわけでありまして、これが即民間法人化となるかどうかということにつきましては、その時点で衛星管制を取り巻く諸情勢を判断して検討しなければいけないというふうに考えております。

衛星の管制につきましては、BS4といいますが、これから打ち上げます放送衛星関係の衛星などにつきましては非常にコントロールが難しく、専門化をしておられるという部分もございます。それから、国際間の周波数調整の結果打ち上げるといふことになりまして、ある意味ではこういった管制業務を行うところも民間から離れた中立的なところがないのではないかといたったような議論、それから今現実には衛星管制を通信・放送機構に委託しておりますユーザの皆様方が通信・放送機構ではないかというふうな意見等もございまして、私は直ちに経営の自立化即民間法人化ということではなからうと思いますが、もちろんそういうことがいという判断になることもございまして。

諸情勢を勘案して、全体の趣旨というものを踏まえながら、私どもとしてはその時々々に適切な手を打ってまいりたい、このように考えております。とりあえずは経営の自立化を確実にし遂げるといふことだと考えております。

○松浪委員 いずれにいたしましても、これだけ再三再四閣議決定で民間化、民営化ということをやったわけですが、ここまで来てしまいました。

内閣法を読んだときに、第六条「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。」というふうにあるわけですから、閣議決定というのは法的拘束力はないにつけても、その内閣の最高意思決定機関である。その決定を不履行にするとは、これは許されない。郵政大臣は内閣の意思決定に今まで背いてきたことになるのではないのか。今局長の答弁をお聞きしております、時代の推移、研究開発の状況、その時々々の状況等はあるとはいえ、郵政大臣がリーダーシップを発揮されて、そして推進されてこなかったというふうなところがあるのではないのか、そういう気がするわけですが、大臣、いかがですか。

○自見国務大臣 お答えをいたします。

行政改革の目的は、簡素で、効率的で、国民のためだというのが行政改革の基本だと私は思います。

そういった中で、この通信・放送機構、創立当時は通信・放送衛星機構というのができたわけでございます。当然、人工衛星の管制という専門的な業務があったわけでございます。それから、今お話がございましたように、情報通信というのは、日本のみならず各国で情報通信の技術開発ということの重要性が大変叫ばれて、多分、昔の人は、これほど情報通信が大事なものになるというふうには以前は予想できなかったと私は思うわけでございますが、御存じのように、情報通信の基盤をなす技術、研究開発が大変重要になってきたわけでございます。

そういった中で、今ずっと内閣からいろいろな話をいただいておりますが、民間法人化することとはどういふことかということ、これを臨時行政調査会の最終答申でございまして、民間法人化の定義というのがございまして、

民間法人化することとはどういふことかと申しますと、「国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの」ということが第一番目の要件でございます。今局長からも、衛星の管制の部分でございますが、その管制業務については平成十一年度、来年度でございますが、国の出資金を返還し、経営の自立化を実施するということがあったわけでございますから、何も改善を怠つていたというわけではなくて、今申しましたように、出資金を返還するというところでございまして、それはそれなりの一定の改革があるというふうには私は思っております。

○松浪委員 通信・放送機構に郵政省から出向している人数は、現在、四十二名と聞いています。職員百五十名のうち四十三名というのは四一％に達します。この人数はちよつと異常ではないのか。郵政省のお役人さんに牛耳られては通信・放送機構となつてはいるのではないのか。他省庁には類例を見ないほど出向者数が多過ぎる、これは改善すべきではないのか、またさうしないことにはどうも変な印象を与え、そういう気がしますが、局長、いかがですか。

○木村政府委員 先生御指摘のとおり、今の数字だけを一見してみますと、確かに先生が御印象を持たれたようなこともわかりません。しかし、私どもといたしましては、特にこの通信・放送機構という仕事の本身といたしましては、情報通信の高度化等の政策支援、あるいは研究開発という業務の特性がまずある、極めて専門性の高い分野である、それから技術革新が非常に激しい分野であるといったようなことで、この業務を行うに当たりますと、情報通信分野の行政に精通した人材が必要であるということのような形になっていくわけでございます。だからといって、最後までこういう形がいいのかどうか、やはり人材の育成というのは情報通信にとつて欠かせない大きなファクターでございますから、そういう点も視野に入れて取り組んでまいりたい、このように考えております。

○松浪委員 最後に、この通信・放送機構の研究評価、そして研究終了後の措置の方針、これらについてお尋ねしたいのです。

この直轄研究であるとかもろもろの研究を拝見させていただきまして、物すごく立派で、そして業績が上がつておるといふようなもの、あるいは想像できなかった以上のことが研究できているというふうなものがあるのですけれども、その研究業績についてちよつとお尋ねしてよろしいですか。

○木村政府委員 先生御指摘ございましたように、この通信・放送機構では、現在、六つの研究を主としていたしております。いわゆる直轄研究の分野、あるいは委託研究、公募研究の分野、それから成果展開の分野、ベンチャー助成の分野、それから高齢者、障害者の方々の助成に対する研究の分野、こういうことで、いずれも評価委員会の設置をして、研究の開始、中間あるいは終了時点で評価をしながら行つておるといふことで、これまで、学会の発表件数は二百六十件というところでございます。

子細に申し上げますと個別のテーマがたくさんございまして、今先生お褒めいただいたように、たくさんあるということでありましたけれども、本当に最近になってこのようなのが続々と出てまいりました。また特許が取れたという段階にまでは至つておりませんけれども、これから本当に楽しみながら開く分野ということで、国あるいは通信・放送機構の行いますこういった研究開発分野というものには期待されている分野だという気持ちでこれから取り組んでまいりたいと考えております。

○松浪委員 とにかく成果を上げてきておる。問題は、たくさんの特許をとる、そうしたら、そこから収益を上げることが可能になるのではないのか。衛星管制業務は民間に委託する、またハイビジョン放送事業は既にNHK及び民間九チャンネルに有償で貸与している、このように収益性の高い業務内容に改善することで実は民営化への実

現は可能ではないのか、あくまでもそのような方向で努力していただきたいということをお願い申し上げます。時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○坂上委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 今回提出されております法案によりまして、第二条の定義のところ、それから第四条ではその研究開発の業務、読んでみますと、この特定公共電気通信システムのうちの六種類のもの、これを研究開発するということになっておりますが、まず最初に、基本的なことなので申し上げます、なぜ六種類なのかということをお尋ねしたいわけですか。

といいますのは、例えば申請の問題、各官庁まで行かずに事業所だとか自宅から端末を使って申請できるシステムなどもありますけれども、それは別に運輸や無線局だけの問題ではなくて、他の官庁の申請もいろいろあるわけですし、共同研究開発すべきシステムは多分ほかにもいろいろあると思うのですが、この六種類に限定した理由を教えてください。

○木村政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘いただきましたように、公共性を有する業務の情報化と公共分野の情報化が国の情報化を牽引するものだという期待の中からこういった研究開発を推進するというところでございまして、そういう面では、多岐にわたる電気通信システムに関する研究開発が行われるのが極めて望ましいということでございます。

しかしながら、今回、結果的に六つのシステムになったと申し上げますのは、まず一つには、財政構造改革を推進する中であって、平成十年度に研究開発に着手し得るプロジェクトとしての熟度、それから当該システムにかかわると考えられる省庁の予算事情等を勘案して、研究開発を推進すべき電気通信システムを検討した結果、この六つのシステム、先生御指摘ございました本法案第二条に掲げられた六つのシステムになったというこ

とでございます。熟度が高かった、ニーズが高かった、これは国のお金でございますから、それぞれの役所が優先順位を考えて、ここに投資をしようという判断があったものというところで、幾つかの条件が重なって、結果的にこの六種類になったというふうに考えております。

○矢島委員 いろいろな条件がちょうどうまくいったということだろうと思うのです。ですから、ここに挙げられた六つが最重要な問題だとか、これが基本的なものだということだけではなくて、高度化できる数々ある公共システムの中から、省庁の都合といいますか、予算の関係もあるでしょうから、そういう六種類に選択され制約された、こういうことだろうと思うのです。

そうなりますと、いわゆる考え方としては、こういう公共システムの中の電気通信技術の高度化によって改善し得るところの問題については研究対象ということにすることができるといふのがこの法案の意味するものだろうと私は思うのです。

そこでお伺いしたいのですが、法律の名前にもなっておりますところの特定公共電気通信システムという題名の公共というのはどういうものを指しているかという問題であります。

法案では、「国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務」というわけですね。この「国又は地方公共団体の業務」、これは明確に指定されているわけですが、「その他公共性を有する業務」というものはどういうものなのか。

郵政省の説明によりますと、例えば交通機関の施設の改善などというものが挙げられたように思いますが、この場合、例えば駅を想定したとすれば、管理主体はJRであるかあるいは私鉄、こういうことになると思っています。いわゆる企業になると思っています。こういう施設の改善も、この法律が指すいわゆる特定公共電気通信に入るのかどうか、この辺についてお答えをいただきたい。

○木村政府委員 第二条に、国、地方公共団体のほかに、先生今御指摘ございましたが、「その他

公共性を有する業務」ということになっております。これは、国民との接点が非常に多くて、国民の日常生活に重要な役割を果たす業務に用いられる高度な電気通信システムの開発を促進するといふことが我が国の高度情報通信社会の構築に資するといふ考え方に立ったものでございます。その場合、国と地方公共団体に限るということにつきましては、余りにも狭過ぎるのではないかと議論の結果でございます。

結果といたしまして、こうした業務の主体としたしましては、国、地方公共団体のほかに、国民の日常生活に重要な役割を果たします業務を行う公益法人や株式会社、例えば、今先生御指摘ございました鉄道を経営する鉄道事業者であるとか、あるいは学校でも、公立学校ではなくて私立学校を経営する学校法人等につきましても、こういった電気通信システムの応用が必要であるという認識のもとでございまして。

○矢島委員 私、この法律のつくりからして、予算の合意ができれば、恐らく法改正によってこの二条なり四条なりに新たな機能や業務を追加することができるようになるだろうと思っております。

何が追加可能かということをお考えのときに、この新たな機能がいわゆる特定公共電気通信の範囲でなければならぬ、法律上それが前提になっているわけですね。

そこで、この特定公共電気通信とは何かということをお明確にしておかないと、「その他公共性を有する業務」という中で、どこまで広がるかわからないという点もあるし、また一方狭められる可能性もあるし、その点でははっきりさせておく必要が今後出てくるんじゃないか。

抽象的ではわかりにくいので具体的に聞きますと、例えば、先ほど出てきた交通機関の例があるわけですね。この交通機関の公共性というのは、国民が広くこれを利用している公共的な役割を果たしているわけですが、この法律で言うところの「その他公共性」というのは、公共施設というものの力点があるのか、それとも、今後具体的

な形で、この法案の中にも出てきますが、障害者や高齢者といった社会的弱者へのサービスの向上、ここに力点があるのか。一般的に駅等の利便性を改善するような電気通信システムというのものが公共的な電気通信システムに入るのかどうか。この辺、どうお考えか、お聞かせください。

○木村政府委員 先ほど御答弁させていただきましたように、国民との接点が多く、国民の日常生活に重要な役割を果たす業務であるということとで考えておりました、その視点をハード的なものに置くか、それとも利用目的的なものに置くか。例えば、高齢者の方であるとか身体障害者の方であれば、一定の場所ですういったシステムを受けるケースもあれば、逆に移動体を使って諸所に動き回ることなどもございます。

したがって、私どもとしては、余り狭い範囲に限定していくのはいかがなものかということと、やはり公共の情報化の起爆剤になるという基本的なスタンスに立って、各役所がやっというところのものを中心にして、それを民間にもシステムとして応用していただければ、このように考えておる次第でございます。

○矢島委員 やはり運営主体が企業であるような場合、障害者や高齢者の方々のサービスと、この向上のための電気通信技術の開発というのは、企業に任せてもなかなか進まないという面がありますから、そういう点では大いにそういう部分について力を入れていただきたいと思うのです。

この通信・放送機構は、これまで、例えば横須賀のリサーチセンターで、身体障害者・高齢者用情報通信システム研究開発プロジェクトというので、遠隔健康相談システムなどの研究開発を行ってきたと思います。こうした分野は確かに民間ベースでどんどん進むということが考えにくい分野という点で、そういう分野を国が積極的に進めていくというのは重要なことだと私も考えます。今までやってきた通信・放送機構のいろいろな実績を考えてみますと、先ほども、現行法への追加とか修正でなぜできないのかということがあり

まして、大臣の方から御答弁がありまして、目的はそのままに追加業務について別法に設けたのだ、こういうお話がありました。

そこで、具体的な一つの例でちよつとお聞きしたいのです。

局長でよろしいのですが、陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設において、携帯無線設備を用いて、高齢者や身体障害者等に、運送サービスを提供するために必要になる情報を提供する機能、これは現行法でどうしてできないのか。ほかのものはともかくも、今言ったことに限定してですよ、それは現行法ではなぜできないか、そこだけちよつと。

○木村政府委員 今回、支援システムということでは法文で取り上げられております内容は、通信・放送技術、これは汎用的な部分でございます。その上に、各省庁が具体的な行政を執行していく上でソフトを持ってあります。こういった各省庁のノウハウ、ソフトに合致したものを基本になる通信・放送技術にどうドッキングをさせるかということが課題でございます。

そういう面では、先生今御指摘のございました運輸関係につきましては、やはり郵政は、あるいは通信・放送機構は、通信・放送にかかわる技術的なものについては専門でございますけれども、どういうソフトを乗つけるかは、運輸省が一生懸命に考えて、利用者あるいは業界の方々にどうサービスを提供するかという話になろうかと思っておりますので、そこはひとつ別のものとして扱わせていただいた、こういうことでございます。

○矢島委員 最初に私、六つの分野に絞ったことについて質問をしたわけですが、実際に公共的な電気通信システムというものを考えた場合に、今回の法案が予定している六つに限らないものだと思います。

例えば、教育分野を見てみますと、通信・放送機構の岡崎リサーチセンターでは、フルネットワークプロジェクトというプロジェクトで、岡崎市内の三十の小中学校をネットワークで結びまし

て、視聴覚教材のビデオ・オン・ダイヤモンド・サービスを授業の中で利用できるよう、さまざまな技術開発、研究を行っている。あるいは、渋谷の上原リサーチセンターでは、視聴覚障害者向けの字幕番組を効果的に、効率的に制作するための研究開発、こういうことを行っております。このような技術は障害者教育の場へのいろいろな応用が可能だと思えます。

そこで、文部省にきていただいておりますので、文部省にお聞きするわけですが、今度共同研究開発するというのは、例にも示されておりますけれども、インターネットで高品質の動画の送信が可能となるようなシステムをやる。もちろん、私が今それぞれ幾つか挙げましたように、既にいろいろな機構として研究開発を進めている部分も教育分野にあるわけでありまして、

そうしますと、さらに共同研究して開発されるべき教育分野のいろいろなシステムが考えられるわけですが、なぜこのことに絞ったのかということと同時に、このことにするための間、文部省としていろいろ検討されたと思うのです。こういうような問題について共同研究できないかとか、いろいろ研究されたと思うのですが、ほかに研究した例があれば、あわせてお答えいただければと思います。

○杉浦説明員 お答えいたします。

社会の情報化に対応いたしました、学校教育におきましても、情報教育を充実するということが重要な課題となっております。このため、文部省では、従来から情報に関する教育内容の充実でございますとか、あるいは学校におきましますコンピュータの整備等に努めてきたところでございますが、特に、インターネットが最近普及を始めてまいっておりますので、これを積極的に学校でも活用していこうということで、先

ほども御説明をいたしましたように、来年度から平成十三年度までにすべての中学校、高等学校等、それから平成十五年度までにすべての小学校をインターネットに接続することとしたしております。

でございます。

しかしながら、現在、インターネットを学習活動に活用しようとしたした場合、教材の送信に時間がかかりましたり、あるいは送信された動画の画質が悪いとか、あるいは動きがぎくしゃくする、あるいはさらには動画の表示画面が非常に限られたものになるというような問題点が指摘をされておるところでございます。

こうした技術的な課題を克服し、学校教育におきましますインターネットの活用を定着させるためには、やはり動画画像等をスムーズに送信するための電気通信技術と、それから実際にこれを使います学校側の児童生徒の学習活動を効果的に行えるようにするための技術とを一体的に開発するということが必要であろうということを考えまして、今回、郵政省と共同研究を行うこととしたというような次第でございます。

○矢島委員 そこで大臣にお聞きしたいのですが、やはり公共電気通信システムの導入によって、官庁だと学校だとあるいは郵便局だとか、こういうところの利便性が改善されるのは確かに国民の利益になりますし、望ましいことだと思えます。

しかし、私、今まで少し取り上げてきましたように、公共電気通信システムといっても、そのシステム自体が民間でも使用できたり、あるいは商品化が可能で実際問題として民間でも開発を追求しているものもあると思えますし、また一方、民間ではなかなか開発が期待できないもの、そうしたシステムの研究開発を国が進めていく、これは非常に大切だと思います。

この法案につきましても、他省庁との折り合いがついて、さらに新たな機能や業務を追加していくということも出てくるかもしれません。また、今現在通信・放送機構もさまざまな研究をしています。

そこで、そういう研究開発の分野において、民間ではなかなか開発できないけれども、実際に国民にとって、あるいは社会的に弱い立場にある

方々にとって非常に役立つ部分、福祉など公共サービス、ここに大いに光を当てるべきだと私は考えているのですが、大臣、その点についての御見解を。

○自見国務大臣 矢島委員にお答えをさせていただきます。

今の御質問の中で、高齢者あるいは障害者、そういう方々に対してきちつと配慮をするということ、私は政治の基本で、大変大事な原点だということふうに思っております。そういった中で、高齢化が大変進むわけでございますし、高齢者あるいは障害者の方々のためにも情報通信システムの開発普及を促進することは極めて大事なことであり、というふうには私は認識をいたしております。

具体例を挙げますと、郵政省では従来から通信総合研究所において手話と音声の変換システム等の基礎的、汎用的技術の研究開発をいたしてまいりまして、私も先般通信総合研究所に実際行つてまいりまして、自分でこれを試してみました。本当に、聴覚障害者の方が、例えば、この手紙を速達してほしい、それでテレビの方にちゃんと音声が出たり、あるいは、はい、三百五十円になりますと言いますと、その言葉、普通の音声を手話でテレビのブラウン管に出るのでございます。そうやって、聴覚障害者の方がわかるということでございます。大変技術開発が進歩しているなというふうに私自身実感したわけでございますけれども、またそういったことをぜひしっかりと進めていきたいと思っております。

また、インターネットも、先生御存じのように、今アクセスは基本的にパソコンでしかできないわけでございますが、これは電話機あるいはファクスの簡単にアクセスできるような実証実験、あるいはそういった高齢者、障害者の方々の情報通信システムを開発する民間企業等に対する助成、こういったことを強力に、しっかりと推進をしていきたいというふうに思っております。

○矢島委員 ぜひ、この法案が成立いたしました

ら、そういう方向への力点ということをお願いいたしまして、時間が参りましたので、終わります。

○坂上委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○坂上委員長 これより討論に入るのであります。が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○坂上委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂上委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、通信・放送機構(以下「機構」という。)に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研

究開発の総合的な実施並びにその成果の普及の業務を行わせるための措置を講ずることにより、特定公共電気通信システムの開発の促進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定公共電気通信システム」とは、国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)のうち、次に掲げる機能のうちいずれか一の機能を有するものであつて、これらの業務の利便性を効果的に高めるものをいう。

一 学校教育及び社会教育において視聴覚教育を行うための機能

二 農業用施設の管理を行うための機能

三 陸上運送、海上運送又は航空運送に係る法令のうち運輸省の所掌に係るものの規定に基づいてなされる申請、届出その他の手続に係る事務(第四条第一号二において「運送関係行政事務」という。)を円滑に処理するための機能

四 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設において、携帯して使用するための無線設備を用いて、高齢者で日常生活又は社会生活に身体上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体上の制限を受ける者(第四条第一号ホにおいて「高齢者、身体障害者等」という。)に、運送サービスを提供するために必要となる情報であつて郵政省令、運輸省令で定めるものを提供する機能

五 郵便物の特殊取扱を実施するための機能

六 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づいてなされる無線局に係る免許の申請、届出その他の手続に係る事務(第四条第一号トにおいて「無線局免許関係行政事務」という。)を円滑に処理するための機能

(基本方針)

第三条 主務大臣は、特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する内外における研究開発の動向を勘案して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(機構の業務の特例)

第四条 機構は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、前条の規定に基づいて主務大臣が定める基本方針に従つて、次の業務を行う。

一 特定公共電気通信システムの開発に必要なイに掲げる技術に関する研究開発とロからトまでに掲げるそれぞれの技術に関する研究開発とを一体的に実施すること。

イ 通信・放送技術(機構法第二十五条に規定する通信・放送技術をいう。)

ロ 学校教育及び社会教育における学習活動の方法に関する技術

ハ 農業に関する技術のうち農業土木その他農業工学に係るもの

ニ 運送関係行政事務に関する情報の管理の技術

ホ 旅客の運送の事業において高齢者、身体障害者等に対して提供する情報の管理の技術

ヘ 郵便事業の技術のうち特殊取扱とする郵便物の処理に関するもの

ト 無線局免許関係行政事務に関する情報の管理の技術

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(主務大臣)

第五条 この法律における主務大臣は、前条に規

定する業務の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 前条第一号イに掲げる技術及び同号ロに掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び文部大臣

二 前条第一号イに掲げる技術及び同号ハに掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び農林水産大臣

三 前条第一号イに掲げる技術及び同号ニ又はホに掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び運輸大臣

四 前条第一号イに掲げる技術及び同号ヘ又はトに掲げる技術に係る業務 郵政大臣

(機構法の適用)

第六条 第四条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第二項中「大蔵大臣」とあるのは「大蔵大臣、特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(以下「公共電気通信システム法」という。)

第四条に規定する業務(以下「特別研究開発業務」という。)に必要な資金に充てるため必要があるときは主務大臣(当該業務の同法第五条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。)

と、同条第四項中「研究開発推進業務」という。)

とあるのは「研究開発推進業務」という。)

又は特別研究開発業務」と、機構法第十七条第二項中「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣、特別研究開発業務に係る変更については主務大臣」と、機構法第十九条第四項中「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣、特別研究開発業務に係る変更については主務大臣」と、機構法第二十九条第二項中「郵政省令、大蔵省令」とあるのは「郵政省令、大蔵省令、特別研究開発業務に係るものについては主務省令(主務大臣の発する命令をいう。以下同

じ。』と、機構法第三十一条及び第三十二条中「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣、特別研究開発業務に係る部分については主務大臣」と、機構法第三十三条の二中「研究開発推進業務」とあるのは「研究開発推進業務及び特別研究開発業務」と、「経理及び」とあるのは「経理並びに」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び公共電気通信システム法」と、「郵政省令、大蔵省令」とあるのは「郵政省令、大蔵省令、特別研究開発業務に係るものについては主務省令」と、機構法第三十九条中「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣、特別研究開発業務については主務大臣」と、同条並びに機構法第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は公共電気通信システム法」と、機構法第四十条第一項中「郵政大臣又は大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣、特別研究開発業務については、公共電気通信システム法第五号第一号に掲げる業務にあつては郵政大臣又は文部大臣、同条第二号に掲げる業務にあつては郵政大臣又は農林水産大臣、同条第三号に掲げる業務にあつては郵政大臣又は運輸大臣」と、機構法第四十三条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（特別研究開発業務について、第五号第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可をしようとするとき、第三十二条第一項の規定による承認をしようとするとき、第三十八条の主務省令を定めようとするとき又は公共電気通信システム法第三条の基本方針を定めようとするときは主務大臣）」と、同項第三号中「又は第三十八号の郵政省令」とあるのは「郵政省令、第三十八号の郵政省令若しくは主務省令又は公共電気通信システム法第三条の基本方針」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合（特別研究開発業務に係る第二十九条第一項又は第三十一条の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五条第一号及び第四号中「又は郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣又は主務大臣」と、同条第三号中「第二十八号第一項」とあるのは「第二十八号第一項及び公共電気通信システム法第四条」とする。

（試験研究機関の協力等）
第七号 機構は、第四号第一号に掲げる業務に關し、郵政省、文部省、農林水産省又は運輸省の試験研究機関に對して、必要な助言及び協力を求めることができる。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文部省設置法の一部改正）
第三条 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五号中第四百号を第百五号とし、第百三十三号の次に次の一号を加える。

百四 特定公共電気通信システム開発関連技術に關する研究開発の推進に關する法律（平成十年法律第 号）の施行に關する事務で所掌に屬するものを處理すること。

（農林水産省設置法の一部改正）
第四号 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四号第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 特定公共電気通信システム開発関連技術に關する研究開発の推進に關する法律（平成十年法律第 号）の施行に關すること。

（郵政省設置法の一部改正）
第五号 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百

四十四号）の一部を次のように改正する。
第四号中第七十六号を第七十七号とし、第七十一号から第七十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七十号の次に次の一号を加える。

七十一 特定公共電気通信システム開発関連技術に關する研究開発の推進に關する法律（平成十年法律第 号）の施行に關すること。

第五号中第二十二号の二十七を第二十二号の二十八とし、第二十二号の二十三から第二十二号の二十六までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の二十二の次に次の一号を加える。

二十二の二十三 特定公共電気通信システム開発関連技術に關する研究開発の推進に關する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六号第五項中「第七十五号」を「第七十六号」に改め、同条第六項中「第七十二号」を「第七十三号」に、「第七十四号及び第七十五号」を「第七十五号及び第七十六号」に改め、同条第八項中「第七十六号」を「第七十七号」に改める。

理由

高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に關する研究開発及び特定の公共分野における技術に關する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年四月十七日印刷

平成十年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F